厚生労働大臣が定める掲示事項

（2026 年 11 月1日現在）

Ⅰ. 入院中の食事療養について

当病院は入院時食事療養費（Ⅰ）の届出をしています。
当病院の食事は、管理栄養士が管理を行い、適時（夕食については午後6時以降）に、適温で、病状により適切に、提供しています。

Ⅱ. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職種が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に担当者よりご説明をしております。

また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

◆　院内感染に対する基本的考え方

院内感染対策においては、院内感染の発生を未然に防止すること、発生した感染が拡大しないように制圧することが重要である。院内感染対策を徹底させ、院内感染を減少させることは、患者・家族・職員の安全を守ることにつながる。積極的に院内感染対策に取り組み院内感染を防止するため、院内感染対策委員会、感染対策室、感染対策チーム、抗菌薬適正使用支援チーム、リンクスタッフを設置する。

1　組織に関する事項

（1） 院内感染対策委員会：院内感染対策に関する事項の意思決定機関とし毎月 1 回会議を開催する
（2） 感染対策室：院内感染対策委員会の方針に従い、院内感染対策チームと抗菌薬適正使用支援チームを統括する部署
（3） 院内感染対策チーム（ICT）：院内感染対策の実行部隊
（4） 抗菌薬適正使用支援チーム（AST）：院内抗菌薬適正使用支援の実行部隊
（5） リンクスタッフ：感染対策を実行あるものとするためにリンクスタッフを設置し毎月 1 回定例会議を開催する

2　従業員に対する研修に関する基本方針

当院では、患者、家族、職員にとって安全な環境を提供できるように、感染管理教育及び職業感染防止対策に関する教育を継続的に実施する。

3　抗菌薬適正使用に関する基本方針

感染症に最適な抗菌薬が十分な投与量で必要な期間投与されるよう抗菌薬適正使用支援チームが抗菌薬適正使用の推進をはかる。

4　感染症の発生状況の報告に関する基本方針

当院では、院内感染の発生状況を把握するために、感染対策室メンバーおよび ICT のコアメンバーで院内感染対策上重要な細菌の分離状況についての確認を毎朝実施し、院内感染対策上重症な感染症発症時やアウトブレイク発生時は、病院上層部へ速やかに報告する。

5　院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染対策室および ICT は、細菌検査の分離状況及び部署からの報告をもとに、必要な感染対策が実施できているか確認する。また、アウトブレイク疑い時や発生時には、ICT がアウトブレイク制圧への対応を行う。

6　患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当院における院内感染対策の基本方針については、インターネットなどを使用し、公の場に提示する。

7　他の医療機関等との連携体制

保健所及び地域の医師会と連携し、他の保険医療機関（感染対策向上加算2又は3を届出）と合同で、定期的（少なくとも年4回程度）に院内感染対策に関するカンファレンスを実施。また、感染対策向上加算1を届出している保険医療機関と相互に赴いて、感染防止対策に関する評価を行い（または受け）、その内容を報告する。

Ⅲ. 禁煙外来の設置について

当院では、平成 22 年 10 月 1 日より禁煙外来を設置しました。当院でがんの治療を受けている患者さんで、禁煙外来の受診を希望される方は、担当医師あるいは看護師にご相談ください。

Ⅳ. 後発医薬品及びバイオ後続品の積極的な使用・一般名処方について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）及びバイオ後続品（バイオシミラー）を積極的に採用・使用しております。
また、後発医薬品のある医薬品については、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般的な名称により処方箋の発行を行う場合があります（一般名処方）。
後発医薬品への切替えの相談や、ご不明な点等がございましたら、担当医師または薬剤師におたずねください。

Ⅴ. 緩和ケアチームのご案内

当院では、患者さんとご家族を徹底支援することを理念のひとつとしています。緩和ケアチームは、がんやがんの治

療によって生じる、からだやこころの様々なつらさを和らげる治療やケアを専門とするチームとして、患者さんやご家族の支援を行っています。

緩和ケアチームは以下のメンバーで構成しています。

緩和医療科医師	痛み、吐き気、息苦しさなどからだのつらさを緩和する診療を担当します。
腫瘍精神科医師	病気に関する不安や気持ちの落ち込みなど、「こころ」のつらさを緩和する診療や治療を担当します。
緩和ケア担当看護師	毎日を快適に過ごせるように、生活に即した症状の緩和方法を患者さんやご家族と相談しながら検討します。
その他	症状にあわせてカウンセラーや薬剤師がサポートします。

※　当チームへのお問い合わせは、担当医師あるいは看護師がお受けいたします。

Ⅵ. がん性疼痛緩和を目的とした放射線治療及び神経ブロックについて

当院では、がん性疼痛緩和を目的とした放射線治療及び神経ブロックを実施しています。担当医師にご相談ください。

Ⅶ.相談窓口について(⑳よろず相談)

患者サポート体制相談窓口	医療法の規定に基づいて、患者さんや家族からの医学的な質問や生活上、入院上の不安など、様々な相談に応じています。
患者申出療養相談窓口	特定機能病院として、「患者申出療養」について、患者さんの相談に、専門的・総合的に対応いたします。
医療安全相談窓口	患者さんや家族からの医療安全に関する様々な相談に応じています。
療養・就労両立支援相談窓口	患者さんや家族からの療養と就労の両立に関する様々な相談に応じています。

2階「⑳よろず相談」にお立ち寄りください。

受付時間　8:30～16:00（土・日・祝日を除く）

相談方法　来訪による対面相談(相談室での相談）／ 電話相談　055－989－5710

責任者	よろず相談　室長　御牧由子	
担当者	よろず相談	御牧由子、杉山亮輔、漸井佑美子、酒井美絵子、黒野義明、平林美紀、小松真由、大石紋華、正村直樹、福地智巴
	RMQC 室	谷澤豊、泉眞美、杉山美由紀、植松久美子、飯島久子、金子美智子

Ⅷ. 医師の負担軽減及び処遇改善に係る計画について

当院では、すべての職員のワークライフバランスを重視した職場環境整備にかかる以下の取り組みを行っています。

●地域医療連携の推進　●産休・育休制度(※産前産後休暇・育児休業の取得、部分休業・育児短時間勤務の活用）　●院内保育園及び病児保育支援の充実　●1人診療科及び医師が不足している診療科の支援体制　●医師に対する医師事務作業補助体制の充実　●多職種による医師診療支援体制の拡充

Ⅸ. 看護師の負担軽減及び処遇改善に係る計画について

当院では、すべての職員のワークライフバランスを重視した職場環境整備にかかる以下の取り組みを行っています。

●夜勤負担の軽減　●看護補助者の配置　●他職種との業務分担　●救急外来における業務の負担軽減　●院内保育園及び病児保育の充実　●短時間正規雇用職員の活用　●妊娠・子育て中、介護中の職員に対する配慮

Ⅹ. 保険外負担に関する事項について

当院では、他の医療機関からの紹介状をお持ちでない初診の方又は、他の医療機関への文書による紹介を申し出たにもかかわらず再度当院を受診された方は、選定療養費として、保険診療とは別にご負担いただきます。(緊急時等やむを得ない場合を除きます。) ご理解とご協力をお願いいたします。

・初診の場合 ： 医科　7，700円　　歯科　5，500円

・再診の場合 ： 医科　3，300円　　歯科　2，090円

その他、当院では個室使用料(特別室(A)20，900円/日　特別室(B)14，300円/日)、各種診断書料などにつきまして、その利用日数、使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。